

令和5年第4回鬼北町議会定例会

令和5年12月14日（木曜日）

○議事日程

令和5年12月14日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第82号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第4 議案第84号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第85号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第86号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第87号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第88号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第89号 令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第90号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第11 議案第91号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第12 議案第92号 町営土地改良事業（小倉地区）の事業計画策定について
- 日程第13 議案第93号 工事変更請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について
- 日程第14 議案第94号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 議案第95号 令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議会改革特別委員会調査最終報告について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 日程第 1 8 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 0 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 8 2 号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 8 4 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 8 5 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 8 6 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 8 7 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 8 8 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 8 9 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 0 議案第 9 0 号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 9 1 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第 1 2 議案第 9 2 号 町営土地改良事業（小倉地区）の事業計画策定について
- 日程第 1 3 議案第 9 3 号 工事変更請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について
- 日程第 1 4 議案第 9 4 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 5 議案第 9 5 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 6 議会改革特別委員会調査最終報告について
- 日程第 1 7 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

ついて

- 日程第 1 8 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 9 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 0 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 末 廣 啓	1 2 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 芝 達 雄	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 那 須 周 造	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 東 英 範
建 設 課 長 上 田 司	水 道 課 長 上 田 司
日 吉 支 所 長 山 本 雄 大	会 計 管 理 者 古 谷 忠 志
教 育 長 行 定 洋 嗣	教 育 課 長 谷 口 浩 司
農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記	農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 藤 幸 利
代 表 監 査 委 員 田 中 清 志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、7番、松下純次議員、8番、芝照雄議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第82号、鬼北町道路線の認定についてを議題とします。

本案に関し、総務産業建設常任委員会委員長から、審査結果の報告を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会報告書、令和5年12月8日、本会議で総務産業建設常任委員会に付託を受けました議案第82号、鬼北町道路線の認定についての審査を行いましたので、その経過と結果を報告します。

本件につきましては、12月13日に全委員が出席し、建設課長及び担当者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、建設課長から、認定の説明を受け、その後、現地調査を行いました。

現地では、路線について踏査を行い、詳細な説明を基に、路線の起点・終点・幅員等を確認しました。

現地調査後、委員会を再開し、質疑・討論を行いました。特に異論はなく、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

これから委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号、鬼北町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告とおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第84号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第84号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、文書作業費のほか、諸支出金を追加補正し、歳入につきましては、文書作業収入のほか、繰越金を追加補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ93万4,000円を追加し、予算の総額を1,828万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第84号、用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

2款、1項、1目、文書作業費、10節、消耗品費74万円は、各種イベント等が再開されたこと等により、コピー使用料等の増加によるものであります。

3款、1項、1目、諸費、27節、一般会計繰出金19万4,000円は、歳入の前年度繰越金同額を一般会計に繰り出すものであります。

続いて、歳入を説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款、1項、1目、文書作業収入、1節、文書作業収入74万円は、歳出同額を計上するものであります。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金19万4,000円は、前年度の繰越金を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第85号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第85号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、財政調整基金積立金及び償還金を追加補正し、歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金等を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1,286万9,000円を追加し、予算の総額を13億9,380万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第85号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事院勧告に伴い人件費を201万7,000円増額するものです。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、人事院勧告に伴い5万9,000円を増額するものであります。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、507万8,000円を増額するもので、前年度繰越金の確定により、剰余金として基金に積み立てを予定している

ものであります。

次に、9款、1項、2目、償還金は、571万5,000円を増額するもので、過年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査事業費等の保健事業費が確定及び変更したことに伴い、交付された補助金等の超過分を返還するため、計上するものであります。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款、1項、3目、社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、2万2,000円を計上するもので、マイナンバーカード、健康保険証の一体化に伴う周知支援事業として、啓発チラシの印刷費用に対して補助金を交付することから、その費用分を計上するものであります。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、人事院勧告に伴い、職員給与費等を199万5,000円増額するものであります。

次に、7款、1項、1目、その他繰越金は、前年度決算に伴う繰越金の確定により、718万5,000円を増額するものです。

次に、8款、3項、6目、雑入は、366万7,000円を増額するもので、令和4年度国民健康保険保険給付費及び普通交付金の確定に伴い、愛媛県国民健康保険団体連合会へ支払った保険給付費過払い分の返還を受けることから計上するものであります。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、7ページをご覧ください。一般職総括表比較欄をご覧ください。

給料102万円、職員手当63万1,000円、共済費28万9,000円、それぞれ人事院勧告に伴い、職員給与費等を増額するものです。なお、その内訳については、お目通しくください。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第85号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第86号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第6、議案第86号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整を行い、歳入につきましては、繰越金を追加補正し、一般会計繰入金について減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ138万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,478万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(那須周造君)

それでは、議案第86号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明をいたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、2節、給料を59万9,000円、3節、職員手当等を52万円、4節、共済費を18万2,000円、18節、負担金補助及び交

付金の退職手当組合負担金等を8万6,000円、それぞれ増額するもので、いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものでございます。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、5ページをご覧ください。

4款、1項、1目、他会計繰入金は、105万8,000円を減額補正し、補正後の額を3,670万3,000円とするもので、歳出の人事院勧告等に伴う人件費及び歳入の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入れを調整するものでございます。

次に、5款、1項、1目、繰越金は、前年度からの決算剰余金確定に伴い、244万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、給与費明細書について説明をいたしますので、7ページをご覧ください。

一般職総括比較欄をご覧ください。

給料59万9,000円、職員手当52万円、共済費18万2,000円、それぞれ増額をするもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。なお、その内訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細については、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第87号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第87号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、保険給付費を減額補正、地域支援事業を追加補正し、歳入につきましては、国庫支出金を追加補正するとともに、繰入金について減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,279万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億2,362万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○保健介護課長(那須周造君)

議案第87号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、14万3,000円を増額補正し、補正後の額を2,080万3,000円とするものです。補正の主な理由は、人事院勧告による人件費等でありまして、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、18節、負担金補助及び交付金を補正いたしております。

同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、人事院勧告により人件費等を22万7,000円増額補正をするものでございます。

同項、2目、認定調査費につきましても、人事院勧告により人件費等調整で18万円増額補正をするものでございます。

7ページ、2款、1項、介護サービス等諸費から、8ページまでの同款、2項、介

護予防サービス等諸費につきましては、それぞれの項目について、決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正、または不用額が生じる見込みのものについては、減額補正をするものでございます。

3款、1項、1目、一般介護予防事業費につきましては、産休による代替職員、パートタイム会計年度任用職員1名の新規雇用及び人事院勧告等による人件費等調整で82万4,000円を増額補正するものでございます。

同款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、人事院勧告に伴う人件費等の調整により33万6,000円を増額しております。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、5ページをご覧ください。

今回の歳入補正につきましては、歳出の補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主な要因でございます。

主なものを説明いたします。

4款、1項、国庫負担金、同款、2項、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

次に、6款、1項、県負担金、同款、2項、県補助金につきましても、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものでございます。

6ページに移りまして、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、109万5,000円を減額し、補正後の額を2億8,128万1,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正をするものでございます。

8款、2項、基金繰入金につきましては、1,824万1,000円を減額し、補正後の額を1,146万4,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金から取り崩しをするものでございます。

次に、給与費明細について説明をいたしますので、9ページをお開きください。

比較の欄で説明をさせていただきます。

2、一般職、(1)総括の職員数については、パートタイム会計年度任用職員1名の増、報酬については75万7,000円の増額、給料については40万7,000円の増額、職員手当については35万円の増額、計151万4,000円の増額でございます。

増の主な要因は、人事院勧告に伴う人件費の調整及びパートタイム会計年度任用職員の新規雇用によるものです。職員手当の内訳につきましては、内訳表をお目通しください。共済費については10万9,000円の増額、合計162万3,000円の増額でございます。

12ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第88号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第88号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、広域連合納付金を追加補正し、歳入につきましては、繰入金、繰越金について追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,276万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第88号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事院勧告に伴い人件費を35万円増額するものです。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を395万円増額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金徴収実績分を決算見込額に基づき調整するものであります。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、35万円増額するもので、続いて、4款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金が確定したため、395万円を増額するものであります。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、7ページをご覧ください。一般職総括表比較欄をご覧ください。

給料26万3,000円、職員手当6万円、共済費1万8,000円、それぞれ人事院勧告に伴い、職員給与費等を増額するものです。なお、その内訳についてはお目通してください。

次に、8ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第88号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第89号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第89号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、営業費用を追加補正いたしております。

この結果、収益的支出を49万3,000円追加し、収益的支出の予定額を3億3,339万1,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について建設改良費を追加補正し、この結果、資本的支出を5,240万6,000円追加し、予定額を8億5,135万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○水道課長(上田 司君)

それでは、議案第89号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

補正予算書に基づいて説明いたしますので、9ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費について、13万9,000円を増額し、補正後の額を7,478万6,000円とするものであります。人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整額となっております。

10ページをお開きください。

1款、1項、2目、総係費について35万4,000円を増額し、補正後の額を2,331万4,000円とするものであります。これにつきましても、人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整額でございます。

8ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、3目、その他の営業収益について129万円を増額し、補正後の額を167万円とするものであります。これにつきましては、広見川広域河川改修工事に伴う配水管の移転費の保証金でございます。

1款、3項、1目、過年度損益修正益について93万4,000円を増額し、補正後の額を95万4,000円とするものであります。これにつきましては、大藤減圧弁の不具合で破損した水道設備被害補償費の保険金でございます。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきましては、5,240万6,000円を増額し、補正後の額を6億3,315万9,000円とするものであります。

水道関係予算執行について、現行の厚生労働省から、来年度からは国土交通省への移管となります。今回追加要望をしておきませんと、来年度当初予算では大幅な予算減となる可能性が予想されますので、20節、工事請負費について5,265万7,000円を増額、また、人事院勧告、会計間異動に伴う人件費の調整額として25万1,000円を減額するものでございます。

11ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債について4,200万円を増額し、補正後の額を5億5,060万円。

1款、2項、1目、国庫補助金について1,106万円を増額し、補正後の額を5,195万1,000円とするものです。これにつきましては、先ほど説明いたしました配水設備改良費の財源でございます。

続きまして、13ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、

補正予算に伴います現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和5年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定を補正するものでございます。

2 ページにかけまして、第3条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の限度額について補正するものです。

第5条としましては、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について、補正予算の計上に伴う金額の変更を行うものでございます。

3 ページをお開きください。

第6条につきましては、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものでございます。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、14 ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。職員数については増減がございません。給与費について、給料については5万8,000円の増、手当について26万6,000円の増で、内訳につきましては、下段の職員手当内訳のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。法定福利費は7万円の減で、合計25万4,000円の増額でございます。

次に、17 ページに、給与及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

企業債を最初の当初予算では、5億860万で、今回また補正で4,200万ということになってますけど、5年度の計画では、第一四半期に2つ工事と、それから第二四半期に2つ工事ということで計画を立ててありましたが、それを第一四半期にどこどこをしたのか。第二四半期にどこどこをしたのかというのをちょっと説明を

お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

令和5年度の鬼北町水道事業会計の工事の発注につきましては、まず、令和5年度鬼北町上水道施設電気計装設備更新工事、これを発注しております。今のところの契約金額は4億7,250万円となっております。

次に、令和5年度西野々地区配水管布設替工事、これにつきましては、契約額が3,380万2,000円となっております。

続きまして、近永地区配水管布設替工事、これにつきましては1,109万2,620円の契約額となっております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

後の4,200万については、補正されているものについては、どこの工事を計画しとるんでしょう。

○水道課長（上田 司君）

今回の予定発注、来年度に繰り越して発注するわけですが、これにつきましては、生田地区及び西野々地区の配水管、送水管、導水管の布設替工事を予定しております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 89 号、令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 90 号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 10、議案第 90 号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更について、提案理由の説明をいたします。

令和 6 年 3 月 31 日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、またはその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、組合理約を変更する必要がある、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第 90 号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更について御説明いたします。

議案書 43 ページをお開きください。

一部事務組合の規約の変更は、地方自治法 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています。

また、同法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、今回提案をするものであります。

改正する点につきましては、先にお配りしております新旧対照表で御説明いたしま

すのでご覧ください。

別表第2の第4項、構成団体中の下線のあります大洲市を削るものであります。

議案書44ページにお戻りください。

附則、この規約は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号、愛媛県市町総合事務組合格約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第91号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第91号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、提案理由の説明をいたします。

令和6年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、またはその遺族の生活の共

済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第91号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について御説明いたします。

議案書45ページをお開きください。

交通災害共済事務に係る財産といたしましては、約2億3,000万円の積立金がありますが、この積立金は、大洲市が拠出したものではなく、交通災害共済加入者の掛金を積み立てたものであることから、一切の財産につきまして、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものであります。

なお、一部事務組合の財産の処分を必要とするときは、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされておりますが、同法290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから今回提案をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第92号、町営土地改良事業(小倉地区)の事業計画策定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第92号、町営土地改良事業(小倉地区)の事業計画策定について、提案理由の説明をいたします。

土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(奥藤幸利君)

議案第92号、町営土地改良事業(小倉地区)の事業計画策定について御説明いたします。

議案書47ページをお開きください。

この事業計画は、国の補助を受け、農業用排水炉及び水門工事を実施するために提案するものであります。

議案書を読み上げて説明いたします。

町営土地改良事業(小倉地区)の事業計画を次のとおり策定する。

1、事業名 農業水路等長寿命化・防災減災対策事業(長寿命化対策、水利施設整備型)

2、施行年度 令和6年度から令和8年度。

3、施工場所 鬼北町大字小倉。

4、事業実施地区 小倉地区。

5、受益面積 3.4ヘクタール。

6、工事概要 農業用排水炉更新 L=450メートル。水門更新N=2か所です。

次に、事前に配付しておりますA3サイズの議案第92号の説明資料をご覧ください。

今回の事業計画策定区間は、1期工事区間であります。本地区の用排水路は、昭和52年に実施した県営ほ場整備事業において敷設されてから、約45年が経過しております。用排水路のコンクリートにひび割れや、骨材の露出、漏水など、施設の老朽化が著しく、安定的に用水を確保することが困難な状況にあることから、改修を行い、地区内の農地の効率的な利用と営農の持続、発展を図るために行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号、町営土地改良事業（小倉地区）の事業計画策定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第93号、工事変更請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第93号、工事変更請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年6月15日付、請負契約を締結した映像系光送出設備更新工事の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、工事名 映像系光送出設備更新工事。

2、契約の金額 変更前1億5,950万円、変更後1億6,352万1,000円。

3、契約の相手方 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地91。四国通建・兵頭電気特定建設工事共同企業体。代表者、四国通建株式会社宇和島営業所所長、兵頭範敏であります。

詳細につきましては、危機管理課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

それでは、今回工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めております映像系光送出設備更新工事変更請負契約の変更内容について御説明いたします。

説明に当たりましては、本日配付の資料に基づいて説明をさせていただきます。

変更点は、導入予定機能追加及び仕様変更に伴うものです。

本工事は、整備後10年以上の経年劣化に伴い、センターから各家庭等に映像データを送信するための機器等の更新を行うものであります。

しかし、本事業を進めていく中で、当初予定しておりました無停電電源装置では、停電時に供給する電源が不足し、関係機器等の電源供給に十分な電源を確保することができず、サーバー類等の正常な稼働ができずに、故障を招く事象が他の事業所で発生したことが確認されたため、その対策として無停電電源装置の追加を行うものです。

配付資料の1ページ上段、2ページの上段に記しております機器、3ページにそれを図式化したものを掲示しております。

また、空調設備について、3馬力エアコンの4台を構成とし、当初設計を行っておりましたが、本工事中に施設エアコン4台のうち3台が故障停止し、熱の滞留箇所が発生し、施設センター機器の正常動作条件温度を上回る事態となりました。

故障の原因は、施設の構成上、熱が発生しやすく、通気口がないため、発生した熱を放出できないことから、エアコンの負荷が多大にかかったためと予想され、その対策として、その冷却能力を補うため、3馬力エアコンを2台、6馬力エアコンを2台

として、導入予定機器の変更を行うものであります。

配付資料の1ページ下段、2ページ下段に機器を記しております、の変更を行うものであります。

工事請負に係る大きな変更箇所は、機器追加及び変更の2項目でありまして、共通仮設、諸経費、消費税等を含めて、全体で402万1,000円の増額となっております。

以上で、工事請負の変更の内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（赤松俊二君）

今回のこの設計の変更の件なんですけど、ここに詳細1ページに書いとるように、今回の通気口がないためにエアコンの、まあ言ったら発生が、原因があるわけなんで、今回この空調設備を変更するとともに、この通気口を設けたことも考えていかないと、今後ますますエアコンの寿命というか、あれが早まるというか、そういうことも考えられるので、その辺通気口も併せて、その部屋に何ですかね。工事を、通気口を設ける、そういう考えはありませんかお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました、通気口の件でありますけど、通気口の理由としましては、それが今回の熱の滞留の主な原因の1つでありまして、なおかつ、また建物の構造上、もともとサーバー類等を置くような設計に基づいてつくられたものではなくて、既存の建物を活用したことによりまして、機器と、まあ言うたら、あまり隙間がない状況になっておりまして、通気口だけでは今回の上昇の原因は解決できません。

ただ、今後そういったことも、改造を視野に入れながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

今、赤松議員の話なんですけど、同じようなこれ、3馬力のエアコンを購入するんでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの質問の件ですが、当初3馬力エアコンを4台としておりましたが、今回の変更に伴いまして、3馬力エアコンを2台、それから馬力を上げました6馬力エアコンを2台としております。台数は変更ありません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号、工事変更請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第94号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第94号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、国の補正予算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について、追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫支出金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ4,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4,350万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第94号、一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

なお、本日、補足資料A4の1枚ものも配付しておりますので、併せてご覧ください。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、10節の消耗品費2万3,000円から18節、物価高騰対応重点支援給付金1,050万円は、令和5年度住民税課税者の扶養親族のみの世帯に、1世帯当たり7万円を支給するもので、150世帯分を計上しております。

4款、1項、9目、水道費、18節、水道事業会計補助金1,840万円は、水道事業会計において、物価高騰対策として水道料金の基本料金を2か月間減額とするために、同額を一般会計から補助するものであります。

次に、5款、1項、3目、農業振興費、18節、農業資材等価格高騰対策支援事業費補助金543万3,000円は、水稻農家に対する物価高騰支援で、6月補正において、反当たり4,000円計上しておりましたが、1,000円増額し、反当たり5,000円とするものであります。

5款、1項、4目、畜産業費、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金1,306万2,000円は、畜産農家に対する物価高騰支援で、県補助3分の1に町補助3分の1を上乗せするものであります。同じく18節、飼料価格高騰対策支援事業費補助金20万6,000円につきましては、畜産農家のうち、県補助の対象とならない畜産農家に対する物価高騰支援になります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金、4節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,103万4,000円は、歳出それぞれの事業に対する交付金であります。

15款、2項、4目、農林水産業費県補助金、3節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費県補助金653万1,000円は、畜産配合飼料価格高騰に対する県補助金で、補助率は2分の1となります。

次に、20款、5項、1目、雑入、21節、小規模水道給水収益水道料金50万5,000円の減額につきましては、水道事業会計と同じく、小規模水道についても基本料金を2か月間減額とするため、減収とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

6ページの3款、1項、1目、18節、先ほど説明があった部分なんですが、給付

予定の予定日というか、給付はいつ頃できるのかについて質問いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、まず、先日の8日に承認いただきました物価高騰対応重点支援給付金、こちらにつきましては、既に事務作業を進めており、年内に通知を送りまして、その後、受取りの拒否、また口座の変更などがある場合の申し出を受け付ける期間を設定するように必要とされておりますので、その期間終了後、最も早い方で、1月20日頃に振込みができるよう準備を進めております。

本日の追加提案分につきましては、同様の作業を行い、1月中の振込みが開始できるように計画をしているところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○8番（芝 照雄君）

6ページの5款、1項、3目、農業振興費の中の18節の物価高騰支援対策事業で、水稻農家に対して今までも支援をしていただいて、大変農家としても助かっておられると思うんですけど、さらに今回、1反当たり1,000円上乘せということで、ありがたいと思うんですけど、これ対象者、対象農家のことについて質問をさせていただきたいと思います。

対象者としては、どのような方が、多分共済に加入されておられる農家になるのかなと思うんですけど、それ、共済にかかってない方も大分おられると思うんですけど、その辺、個人でやられる方の把握はされとるのか、また、その人に対しても補助対象になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今ほど対象者についての御質問ですが、対象者につきましては、共済にかけている
かないか関係なくですね。1反以上の水稻の作付者を補助対象の対象者として見込
んでおります。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

分かりましたけど、そしたら、どのようにして把握をされとるのか、その辺。なか
なかこれ、把握するのは難しいんじゃないかと思うんですけど、どのようにされとる
のかお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

把握の方法ですが、毎年2月頃にこちらから発送しております営農計画書で提出い
ただいて、その後、現地確認をして、きちっと水稻の作付がなされている方を対象に
しております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

そしたら、耕作放棄地にされている方は除外をされとるということで間違いないで
しょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

そのとおりです。耕作、水稻の作付をされている方が対象です。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○9番（福原良夫君）

6ページの3款、1項、1目、先ほど中山議員、質問ありましたが、物価高騰のことですが、これ施設に入っとる人、言うたら1世帯になる人もあると思うんですが、そこへも7万円は支給されるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民生活課長（善家直邦君）

先ほどの質問にお答えいたします。

施設に入所されている方につきましても、鬼北町に住所がある方については、全て対象になるということでございます。

○9番（福原良夫君）

分かりますけども、具体的には、どういう関係か、ちょっと二、三、例を挙げて説明してもらおうと。

○町長（兵頭誠亀君）

善家課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

今回の支給対象となる具体的な例ということで、よろしいでしょうか。

まず、物価高騰対応重点支援給付金、こちらにつきましては、同一の世帯に属する方全員が、令和5年度分の住民税が非課税の世帯の方を対象に1世帯当たり7万円を支給するというものであります。

本日、追加提案でさせていただいておりますのは、非課税世帯のうち、課税者の方から扶養に取られた方、そういった方につきましては、当初は国の方針で、そういった方については支給の対象としないという方向で示されておりましたので、今回の追加提案分で、そちらの分についても支給の対象とするということで、課税者の方から扶養に取られている非課税の方についても7万円の支給を行うということでございま

す。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第94号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第95号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第95号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用し、水道料金の基本料金を減額するもので、収益的収入及び支出のうち、収入について給水収益を減額

補正するとともに、他会計補助金を追加補正し、支出につきましては、総係費を追加補正いたしております。

この結果、収益的収入を80万円追加し、収益的収入の予定額を4億771万2,000円とし、収益的支出を80万円追加し、収益的支出の予定額を3億3,419万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いたいいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第95号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書に基づいて説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、2目、総係費について80万円を増額し、補正後の額を2,411万4,000円とするものであります。水道使用料減額に伴う料金システム改修委託料及びそれに伴います備用品費を計上しております。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、給水収益について、1,760万円を減額し、補正後の額を2億5,383万7,000円とするものであります。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和5年12月使用分、令和6年1月使用分の水道使用料の基本料金を減額するものでございます。

1款、2項、1目、他会計補助金につきましては、今ほど説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,840万円でございます。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和5年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第3条といたしましては、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものでございます。

第4条といたしましては、第9条で定めております一般会計からの補助金について補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたいいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

基本料金を幾ら下げるんでしょうか、金額を教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、水道のメータにつきましては、13ミリから75ミリまで、それぞれ基本料金の単価が違っております。それに13ミリから75ミリの水道使用の件数をかけました。一月の額が、871万4,860円となっております。これの2か月分を減額いたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

13ミリの分では、どれぐらいになるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

13ミリにつきましては、件数、今現在4,353件ございます。基本料金、単価といたしまして、1,870円でございますので、金額といたしましては814万110円となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第95号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議会改革特別委員会調査最終報告についてを議題とします。

議会改革特別委員会へ調査の付託を行っておりますので、調査報告を求めます。

○議会改革特別委員会委員長(芝 照雄君)

議会改革特別委員会調査最終報告書。

本委員会に付託された調査事件については、調査の結果、別紙のとおり決定したので、鬼北町議会会議規則第77条の規定により報告します。

鬼北町議会議員の定数及び報酬、並びに議会活性化を調査研究するために、令和4年第4回鬼北町議会定例会において、議会改革特別委員会を設置し、全国町村議会議長会が取りまとめた報告書の内容研究や他町村議会の状況を視察等により把握しました。また、町内3,160世帯に対しアンケート調査及び町内6地区での議会報告会を実施し、調査項目に対する御意見を聞くなど、慎重に調査を行ってきました。

議員定数については、今回実施した町民アンケートの結果及び町民との意見交換会では、人口減少に合わせて議員定数を削減すべきという意見が多くあった。

しかし、一方で、議員が削減されることにより委員会活動への負担、委員活動及び議会活動の停滞並びに民意が反映されにくくなるという意見もあった。

特別委員会の議員定数の結論は、議会の活性化を図り、町内に住む若手、女性の議会への参加を推進するために検討を重ねてきたが、人口減少や町民からの声を重く受け止め、削減の結論となった。

削減数については、2人以上削減する意見もあったが、予算常任委員会及び議会広報委員会を除いた各常任委員会がそれぞれ議長を加えた6人で円滑に運営できるようにするため、議員定数を11人とすることが最低限度と考え、1名減とした。

議員報酬については、昨年までのコロナ禍に加え、物価高騰、給料水準が上がらない地域事情の中、議員報酬が上がるということは、町民の理解が得られるかは疑問である。

しかし、議会報告会において、全国の財政規模の類似団体と比較しても低く、「若い候補者が議員に挑戦できるような報酬へ引き上げる必要がある。」「子育て世代による議員のなり手不足の原因の1つとして報酬の低さがある。」などの意見があった。

議員報酬は、町民アンケートの結果や議会報告会、県内及び同規模自治体の議員報酬を参考にするとともに、議会運営全体の活性化や議員のなり手不足への解決を考え、当委員会としては増額が望ましいとの結論になった。

一般議員の報酬額については、社会情勢を見据えつつ、町民との対話や明確な根拠で説明責任を果たしていく必要があるが、議会・議員活動量などを考慮した原価方式で算出を行い、活動実績に見合った報酬を確保する必要があると判断し、一般議員を現行17万3,000円から23万円とし、現行との差額を5万7,000円増額する。また、議長・副議長の報酬については、一般議員の増額割合を加算することが妥当であると考えた。各常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬については、今後の委員会活動の活性化に加え、議会運営等もあるが、これまでどおり加算は見送った。

議会活性化については、今後、町民との積極的な情報交換及び意見交換に取り組むことにより、議会への関心を喚起し、議員のなり手不足を解消する効果が出せるよう、議会の活性化に取り組むものとする。

おわりに、まず、議員定数と報酬についての関連性は、委員会の中でも確認されているが、あくまでも考え方は別としての委員会の共通認識を図り、議員定数に対する課題を浮き彫りにして、委員会の結論をまず確定させた後に報酬問題に取り組んだ。

特に、調査を進める過程で、町民の議会に対する率直な声をお聞きする観点から実施した町民アンケートの結果や、議会報告会での貴重な意見は、今回の調査上、貴重な資料となり、改めて町民の付託にこたえる議会議員としての使命、職務を再確認したところである。

本町を取り巻く環境は、人口減少はもとより、様々な問題が山積しているが、これらの課題に対応しながら町民の多様な意見・付託にこたえるよう次期改選後の議員においても、町民福祉の向上並びに町勢発展のため、議員としての使命と職責を果たし

ていくことによって、町民から信頼される議会を目指し、議会改革特別委員会の調査報告の終了を報告するものとする。

議会改革特別委員会委員長、芝照雄。

○議長（程内 覺君）

以上で調査報告を終わります。

これから委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

本特別委員会については、議員定数については、議員定数の適正化について調査を研究することが目的であったと思いますが、今ほどの9ページのまとめの報告なんです、議員定数の結論について、人口減少や町民からの声を重く受け止め、削減の結論となったということなんです、現在の12名が適正でないから1名減にされたのかと、削減の理由、町内に住む若手、女性の議員への参加推進をするための検討も重ねてきた結果が削減になったのか、その辺について質問いたします。

○議長（程内 覺君）

委員長、答弁できますか。自席で。

○議会改革特別委員会委員長（芝 照雄君）

それでは、中山議員の質問に対して答弁をしたいと思います。

まず、1名減になぜなったかという質問やったかと思うんですけど、これ先日の全員協議会でもいろいろ議論させていただきましたが、やはり町民の意見、これは重く受け止めて、議会報告会の中でも各地区でも様々な御意見をいただきました。

その全体、6地区回った中で、やはり定数に関しては、1,000人に1人ではないんじゃないのかという御意見もいただきまして、1,000人に1人にすれば2名減という方向になるんですけど、委員会としては2名減よりかは1名減でいいという結果が出ましたので、1名減とさせていただきました。

それで、12名が適正かどうかとあって、11名が適正かどうかという問いなんですけど、やはり先ほど申しましたとおり、やはり人口減少、これからも人口減少は起こると思いますので、その辺を見据えて1名減とさせていただきました。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○4番（中山定則君）

報告書に異議がある立場で討論を行います。

まず、鬼北町議会議員の定数について、議員定数は、次の改選期から1名減の11名が妥当であるとの結論について異議があります。

私は現状でよいと思います。理由といたしましては、報告書の4ページの下段のほうに、議員定数の基準として、全国町村議長会報告書では、委員会における討論できる人数とすることが提案されております。

討論できる人数としては、1常任委員会につき、少なくとも7人、8人を定数基準としたいというのが現在の主流であるということと、報告書の6ページに、愛媛県内9町を比較していますが、上島町14、久万高原町13、鬼北町12ということで、比較して12人が多くないと思います。

それと、報告書の7ページの下段のほうに、議会報告会の意見交換会の内容が出てますが、町の行政に対して監視したり、意見したり、政策を上げたりするのが議員の仕事だと思っているので、その数を減らすということは、町民の力が行政に対して弱まってしまうのではないかとの意見があった。

私もこの意見に賛成で、住民の多様な意見を反映するのが議会の役割であるわけなんですから、12名は多い人数ではないと思いますので、現状でよいと思います。

次に、鬼北町議会議員の報酬についての結論について、議員17万3,000円を5万7,000円増額して、23万円とするべきとの結論について異議があります。

理由といたしましては、この23万円については、議員の活動内容を踏まえた原価方式によって出された額であります。個々の議員で活動内容は異なるので、額の参考になっても、議員報酬の増額根拠とすることについて疑問を感じます。

報告書10ページの全国町村議長会のアンケートによれば、議員報酬の増額根拠として、類似団体を参考というのが70.3%になっています。私は、この類似団体を

参考にし、参考にしますと21万6,946円。それと近隣町の状況を勘案して、額については検討すべきではないかと思います。

以上で本報告書に対する討論といたします。

○議長（程内 覺君）

賛成討論はありませんか。

以上でよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

議会改革特別委員会の調査を終了し、調査報告書のとおり取り組むことに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（程内 覺君）

起立多数です。

したがって、議会改革特別委員会の調査を終了し、調査報告書のとおり取り組むことに決定をしました。

日程第17、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第17、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定をしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並

びに議長の諮問に関する事項について、継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出書のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定をしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和5年第4回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました案件につきましては、それぞれ原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

さて、一昨日、愛媛県教育長を訪問いたしました。内容は、県立北宇和高校馬術部厩舎が老朽化しており、来る南海地震に耐え得る状況ではないこと。現在の馬術部の練習カリキュラムにおいて、練習場が手狭になっている現状。これらを克服するため、非公式に要望しておりましたが、このたび、ごく近年中に前向きに検討する旨、御連絡があったため、再度の要望と、前向きな御検討に感謝の意をお伝えするため、北宇和高校同窓会会長、高山康人県議会議長様。北宇和高校馬術部後援会会長の株式会社高田商店、高田哲也社長様、程内議長様、同校、渡邊校長様、私、担当スタッフで訪問いたしました。

県田所教育長は、現在の北宇和高校と町が連携した高校魅力化事業について、学生寮、公営塾の取組も含めて高く評価していただきました。

ただ、高校の存続維持が危険な状況を脱したわけではなく、地域に愛される高校、そして地元地域が愛する高校としてしっかりとサポートしていただきたいとも述べられました。

県としては、今できることとして、馬術部の施設整備支援について推進していく旨、

御発言をいただいたところであります。

地域地元として、高校の存続維持は、県立高校としての問題だけでなく、今や鬼北町のまちづくりの大きな柱の1つであると申し上げ、北宇和高校の魅力化事業の核となり得る第2の学生寮の整備についても、前向きに検討したい旨申し上げてまいりました。

改めて、同校と町が連携し、全国公募に踏み切った北宇和高校の魅力化事業に御理解をいただきました町民の方々、議会議員各位に心から御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援を賜りますようお願い申し上げます。

これからコロナが5類になって、初めての年末年始を迎えます。親戚、御友人の帰省や忘年会、新年会など、久しぶりの再会もあろうかと思えます。

皆様方におかれましては、コロナやインフルエンザの感染には、十分御留意いただき、健やかな年末年始を過ごされますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和5年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午前11時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 7 番）

鬼北町議会議員（ 8 番）